

令和元年 第 11 回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和元年 11 月 15 日（金）午後 1 時 30 分 引佐協働センター 2 階 会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾
岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生
鈴木英雄 水崎久司 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 井上保典

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎
岡本愛二 平野寿宏 日下部敦志 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 鈴木健吾 加茂真也
水野明人(農業振興課) 落合智子(静岡県西部農林事務所)

4. 審議事項

- 第 79 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 80 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 81 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 82 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 83 号議案 非農地証明について
- 第 84 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第 85 号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第 86 号議案 浜松農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について
- 第 87 号議案 市民農園整備促進法第 7 条第 3 項に基づく
市民農園開設の認定に係る決定について

5. 報告事項

- 報第 76 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 77 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 78 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 79 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 80 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 81 号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。
す。

定刻になりましたので、只今から、令和元年第 11 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数 24 名のところ、21 番の井上委員が欠席でございますので 23 名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。先月の総会では半袖を着て暑いなという話をしたように思いますが、今月になりますとめっきり秋の気候になったように感じます。今週の月曜日には、雹による大変な被害があったと聞いています。お見舞いを申し上げたいと思います。

今日は報告という形で話をさせていただきたいと思います。皆様ご存知のとおり、要望書ということで、市要望、県要望として春先に書いていただいたと思います。それから精査して行って、これは市へ、これは県へと振り分けていった訳ですが、先月市要望を山下部長へ私と鈴木英雄副会長で渡して参りました。また、先週の週初めには、県要望を県農業会議の黒田会長とともに、県知事と関係部署の部長クラス、県議の議長へ渡して参りました。

県要望では、大きく分けて 5 つの要望を出しました。まず農地利用集積への協力、遊休農地の発生防止、担い手の育成、鳥獣被害への支援等その他にも諸々含めましたが、黒田会長が県知事にも直接伝えたのが、5 つ目のお茶に関するものでございます。ご存知のとおり、お茶離れ、価格低迷により大変苦しい状況にあります。浜松も、春野、天竜、三方原等、牧之原や菊川に知名度は負けますが、お茶の産地がでございます。品評会で金賞を取るような、しっかりしたお茶を作る産地がでございます。そのお茶を何とかできないかということで、県でしっかりと PR をしてもらいたいとか、圃場の整備に力を入れてもらいたいとか、輸出にも協力してもらいたいといったことを黒田会長から県知事に伝えまして、知事にはがんばっていきたくいと約束していただいたということをご報告いたします。また、関係部署の部長や課長方々、議会の議長にもそのような話をいたしました。そういう訳で、今年の県要望では特にお茶について強く言ってきたと、そのような印象を持っておりますので、ご報告させていただきました。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和元年第 11 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号 14 番の藤村猪三委員、議席番号 15 番の高井孝平委員をお願いいたします。

- 議 長 それでは、議事に入ります。第 79 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木 智 それでは、議案 1 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)
- 石 田 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 171 番外 13 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 7 件、贈与に係る案件が 1 件、使用貸借権に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 5 件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。
それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。
まず、委員該当案件がありますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、■■■■委員はご退室をお願いします。
(■■■■委員 退室)
- 議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。
- 石 田 それでは、委員該当案件を説明いたします。
議案 1 ページ、地区「長上」、整理番号 171 番は売買に係る案件でございます。
譲受人は、東区小池町の■■■■■■■■■■さん 70 歳でございます。
■■■■さんは、小池町で水稻・枝豆を耕作しておりますが、この度、営農地に近い申請地を購入し、規模拡大を図るため申請にいたったものでございます。
申請地は、遠州鉄道さぎの宮駅の■■■■約 ■■■■m に位置し、■■■■さんのご自宅からは約 ■■■■m、徒歩約 5 分のところで、取得後は水稻・枝豆を作付けしていく計画でございます。
委員該当案件の説明は以上でございます。
- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果について私からご報告申し上げます。
- 議 長 整理番号 171 番について、調査会では特に問題ございませんでしたということです。
- 議 長 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。
(質疑応答なし)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 79 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
それでは、■■■■委員はご入室をお願いします。
(■■■■委員 入室)
- 議 長 それでは、引続き事務局から説明をお願いします。
- 石 田 議案 2 ページ、地区「三方原」、整理番号 177 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、浜北区内野に事務所を置く[]です。

[]は、市内にて計4ヶ所の[]や[]を運営する法人です。この度、北区豊岡町の[]に隣接する申請地を売買により取得し、農業体験ができる教育用農園として整備したく申請にいたったものでございます。また、申請地の南隣接地について、議案19ページ、整理番号1139番にて駐車場を目的とする農地法第5条申請が同時に行われております。この駐車場内に設ける園児バス用駐車スペースを利用し、市内の他園からも園児が訪れ、農業体験を行う計画でございます。

申請地は、三方原協働センターの[]約[]kmに位置する農地です。取得後は玉葱、じゃがいも、さつまいもを作付けしていく計画でございます。

なお、この案件は、学校法人が教育用農園とする目的で農地法第3条の許可を得ようとするものであり、農地法施行令第2条に定められる不許可の例外規定に該当し、各要件は除外されております。

続きまして議案3ページ、地区「天竜」、整理番号184番は売買に係る案件でございませぬ。

譲受人は、天竜区山東の[]さん29歳で、4年制の農業大学での学業経験を活かし、新規就農を予定しております。

申請地は、[]さんのご自宅から車で約30分のところに位置しておりますが、申請地に隣接する宅地はすでに取得済みであり、許可後には転居予定であります。取得後はお茶、しきみ等を引続き耕作し、新たに蕎麦も植え付けしていく計画でございませぬ。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございませぬ。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号172番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号172番、調査会において協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号173番から175番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号173番から175番の3件、調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号176番、177番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号176番、177番の2件、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号178番、179番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号178番、179番の2件について地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議長 整理番号180番から184番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員から願

いします。

鈴木 英 天竜・龍山地区調査会では、小柳委員にもご出席いただき審議をいたしました。整理番号 180 番から 184 番まで、審議の結果問題ありませんでしたが、少し補足説明をさせていただきます。

180 番、181 番、182 番は営農型太陽光発電で、3 年が過ぎ更新をするということでございましたので、本人にお越しいただき成果と今後の計画についてお話しを伺いました。既存の茶園に設備を設けており、碾茶栽培において設備を利用して被覆を行うということで、他の茶園に比べ品質は良く、収量も遜色ないということでしたので、問題ないいたしました。

184 番につきましては、新規就農でしたので本人にお話しを伺いました。経験が少ないということでしたので、近隣の農家と担当地区調査員から指導をするという方針となりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 177 番、三方原地区調査会の案件、学校法人が農地を取得するというものです。法人の農地取得の要件がどのあたりまで拡大しているのか、学校法人なら食育体験農園であれば可能ということだと思いますが、調査会ではそういった点についてどのような議論がされたのか、ご報告をお願いします。

石田 教育や医療、社会福祉事業を目的として設立された法人で、省令で定める者であれば権利を取得することができるかと定められております。

森島 それはいつの改正によるものですか。

石田 確認いたします。

森島 学校法人や医療法人なら農地を取得できるということですね。そのあたりのことは、調査会においてもご説明されて、皆さんご理解の上で審議されたということですね。

石田 調査会でも同様に説明し、ご理解をいただいています。

議長 長 内山委員もよろしいですか。

内山 はい。

議長 長 その他ご意見等はございますか。

(その他発言なし)

議長 長 それでは採決いたします。第 79 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、第 80 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事

務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 98 番、外 1 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 1 件、駐車場が 1 件でございます。また、農
地区分別の内訳は、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 1 件でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果
についてご報告をお願いします。

議長 整理番号 98 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 整理番号 98 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 99 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 調査会で審議いたしました。農地法に触れるような問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第 80 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、
原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 81 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から
説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加茂 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事
業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更し
ようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の許可済地全てを第三者が承継し転用する「全部承継」が 1 件で
ございます。

地区「河輪」、整理番号 5 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [] さん、承継者である []
[] でございます。

申請にいたった経緯でございますが、当初の転用事業者は、太陽光発電事業を行うた
め、 [] 年 [] 月に農地法第 5 条の許可を受けましたが、太陽光発電事業が中止となり、
事業未着手のまま現在にいたっております。

承継者である [] は、申請地に従業員

用駐車場を計画したものでございます。

申請地である南区西町の畑は、浜松市立東陽中学校から■■■■へ約■■■■mのところの位置する農地でございます。

農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地、転用許可の立地基準において原則許可とされる第3種農地に該当いたします。

転用計画は、申請地の畑734㎡と50台収容の既存駐車場を一体利用し、従業員用駐車場として83台収容する計画であり、配置計画から見て適正な規模と認められるものでございます。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、雨水は自然浸透させる計画であること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の5条申請につきましては、議案16ページ、整理番号1120番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第81号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第82号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案9ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号1076番外105件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅が1件、自己用・共同住宅関連が37件、事業用の建物関連が9件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が40件、一時転用が4件、太陽光発電が10件、営農型太陽光発電が5件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が8件、第1種農地が13件、第2種農地が22件、第3種農地が63件でございます。

委員該当案件がありますので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、■■■■委員はご退室をお願いします。
(■■■■委員 退室)

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

加 茂 それでは、委員該当案件を説明いたします。

議案19ページ、地区「三方原」、整理番号1143番、議案20ページ、地区「三方原」、

整理番号 1144 番をお願いします。

同一の転用事業者による申請であるため、併せて説明いたします。

北区根洗町の畑 1 筆、1,323 m²と、北区根洗町の畑 2 筆、323 m²について、それぞれ駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に主たる事務所を置く学校法人です。1143 番については、既存の駐車場を保護者送迎用にすることにより不足する高校教職員用の駐車場、1144 番については、令和 2 年度より開校する小学校教職員用の駐車場を確保したく申請にいたしましたものでございます。

申請地は、それぞれ聖隷三方原病院の [] 約 [] m と [] 約 [] m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、ともに第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

申請地は砕石敷とし雨水は自然浸透させる計画であること、周囲には見切工を行う計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号 1143 番、1144 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号 1143 番、1144 番の 2 件、地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 82 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

それでは、[] 委員はご入室をお願いします。

([] 委員 入室)

議長 それでは、引続き事務局から説明をお願いします。

加茂 議案 18 ページ、地区「三方原」、整理番号 1135 番をお願いします。

北区東三方町の畑 3 筆、6,579 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。近年、受注が増加しており、新たな製造ラインの導入を検討しておりますが、既存の工場では手狭であり、周囲の状況から拡張もできないため、申請地に工場を新設し、今後の更なる受注

増加に対応すべく申請にいたったものでございます。

申請地は、三方原協働センターの約 〇 km に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、相当数の街区を形成している区域内にある農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、倉庫、駐輪所、44 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水については敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「三方原」、整理番号 1136 番をお願いします。

北区豊岡町の畑 2 筆、3,891 m²について、廃棄物の中間処理施設を設けたいという申請でございます。

申請者は、〇 代表者が、〇 を行うべく立ち上げた、〇 に本社を置く法人です。出荷調整等により発生する農産物残渣やスーパーマーケットや給食センター等の食品残渣、食品工場の汚泥等の有機性廃棄物から、液体肥料や家畜飼料を製造できる廃棄物中間処理施設を新設し、地域の農業の活性化に貢献すべく申請にいたったものでございます。

申請地は、三方原協働センターの約 〇 km に位置する農地です。

申請地に農地区分につきましては、通常、市役所、区役所、またはそれらの支所から概ね 500m の範囲が第2種農地となりますが、500m の範囲内の宅地化率が 40%を超えている場合には、その割合が 40%となるまで、その距離を最大 1km まで延長することができるとされております。三方原協働センターから 〇 km に位置する申請地は、宅地化率 40%以上の範囲内にあるため、第2種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、動植物性残渣建屋、汚泥建屋、飼料建屋、倉庫 7 棟、15 台収容の駐車場、緑地を設ける計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を行う計画であること、雨水排水は調整池に一旦貯留し道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議がなされていること、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく地域住民との環境保

全協定が締結されていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 20 ページ、地区「都田」、整理番号 1145 番をお願いします。

北区都田町の畑 1 筆、3,578 m²について、工場、資材置場、駐車場等を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。本社工場では主に機械によるプレカット事業を行っておりますが、今回、申請地に大工の手作業による木材加工場を新設し、人材の育成と新たな顧客の確保により経営の安定化を図りたく申請にいたしましたのでございます。

申請地は、浜松市立都田南小学校の [] 約 [] m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、原木を加工する工場、木材の断熱性能等を測る実験棟、木材倉庫、原木置場、16 台収容の駐車場等を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水については敷地内側溝から調整池に流入させ既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 23 ページ、地区「北浜」、整理番号 1165 番をお願いします。

浜北区新堀と上善地の畑 20 筆、14,340 m²について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に及んだものでございます。

申請地は、浜松市立北浜東小学校から [] へ約 [] m のところに位置する農用地区域内の農地でございます。

審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であること、事業計画では申請地を砂利採取場として使用し、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 11,466 m²、最大掘削深が 10m、総掘削量は 66,119

m³を予定しております。

工事期間中は5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐために堰堤を設けること、外周には防護柵、鍵付きの門扉等の設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより優良な農地へ復元し、土地所有者がジャガイモ、キャベツ、レタス、ネギを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けたこと、地元自治会との協議が完了していること、近隣の学校等との事業中の安全対策については、事業着手のおおむね1ヶ月前までに学校を通じて生徒等に注意喚起をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。
- 議 長 整理番号1076番から1078番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松 澤 整理番号1076番から1078番の3件につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1079番から1084番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中 島 整理番号1079番から1084番の6件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1085番から1091番について、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
- 議 長 調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1092番から1098番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田 中 1092番から1098番の7件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1099番から1106番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原 田 整理番号1099番から1106番、調査会で協議の結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1108番から1111番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴 田 正 地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1112番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松 尾 整理番号1112番、庄内地区です。地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1113番から1118番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴 木 克 1113番から1118番の6件、調査会で協議の結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号1119番から1125番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員

からお願いします。

袴田博 整理番号 1119 番から 1125 番の 7 件について、地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1126 番、1127 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 整理番号 1126 番、1127 番の 2 件、地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1128 番から 1142 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号 1128 番から 1142 番の 15 件、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1145 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 1145 番の 1 件について、審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1146 番から 1150 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 整理番号 1146 番から 1150 番の 5 件について、審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1151 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 整理番号 1151 番の 1 件について、地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1152 番から 1165 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 1152 番から 1165 番の 14 件、地区調査会で協議の結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 1166 番から 1177 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 只今の案件について、地区調査会で審議しましたが、農地法に触れるような問題はありませんでした。

議長 整理番号 1178 番から 1182 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 1178 番から 1182 番の 5 件について、調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員

森島 3 件について伺います。まず、三方原地区、1136 番。家畜の飼料を作るということですが、具体的にどのような飼料をどのように作るのか、詳しく教えていただきたいです。

次に、同じく三方原地区、1139 番。3 条申請との関係、例えば申請地の距離や連担性について伺います。

最後に、北浜地区の 1165 番。浜北区内というのは砂利採取事業との縁がなかなか切れ

ないのですが、問題となるのはその跡地利用の現状確認です。事務局で農地復元を確認しているということですが、その実績報告が農業委員に届いていないのは問題だと思います。事業終了後は元に戻して優良農地にするということですので、その報告は制度として整備するべきだと思うので、会長に提言いたします。

石 田 三方原地区の2件について、お答えします。

まず1136番、XXXXXXXXXXによる中間処理施設についてですが、こちらの家畜飼料、名称としてはリキッドフィードというものを製造する計画だと聞いております。

森 島 私はこの事業が駄目だと言うつもりはありません。ただ、この案件を審議するに必要な知識があるかという点を確認したいのです。リキッドフィードと言っても、ただ作れば売れるというものではなくて、畜舎側にも家畜に供給するための設備が必要になります。そういったことについて審議するための知識が、事務局も含めて三方原地区調査会にあったのかどうか、それを確認したいので聞いています。

石 田 調査会においては、主に液体肥料について審議をいたしました。野菜残渣を液体肥料にし、無料で提供する予定だということでしたので、周辺農家への影響という観点から審議いたしました。家畜飼料については、詳しく議論はされておられません。

続いて1139番、XXXXXXXXXXによる駐車場への転用の件ですが、場所は3条で取得する農地の南側隣接地でございます。

森 島 隣接している農地を、一方は駐車場にする、一方は体験農園にするということですよ。法律上は問題ないのかもしれませんが、いずれ駐車場にするのではないかと考えてしまいます。農業委員会の審議としてどうかという意見はあると思いますが、私としてはスッキリしません。どうせならはっきりと、今回は申請に足る台数が確保できなかったため体験農園として取得しますが、いずれ駐車場にしますと言ってくれた方がスッキリします。このあたりについて、会長のご意見を伺いたいです。

石 田 調査会でもそのような議論はされました。ただ、隣接しているXXXXXXXXXXや別の駐車場等は農地法含め必要な手続きを全て踏まえ設置されていること、3条取得地は体験農園として整備するために周辺農家との調整もされていることから、調査会としては問題ないという意見になりました。

議 長 それでは私の意見を述べさせていただきます。私は、議長または会長として法令遵守を徹底しなければならない立場にあります。推測で良いか悪いかということは申し上げられません。申請が出てきた以上、個人的な本音として思うことはありますが、議長または会長として法令上問題がないと判断し、この場に上程しています。

それでは、北浜地区の砂利採取事業への質問について、事務局からお願いします。

木 下 砂利採取事業後の報告の件ですが、農地に復元されたことを確認した旨の確認書を土地所有者から、事業が終了した旨の完了報告書を事業者から事務局に提出していただいております。今回の申請地についてもかなり広いものになりますので、事業後の優良農地としての利用、周辺農家への集積等は今後の課題としていきたいと思っております。

森 島 ありがとうございました。このように一つひとつ議論をしていって、優良農地を確保

していくことが、農業委員会への信頼に繋がると思っていますので、よろしくお願いします。

(小杉委員 挙手)

議 長 はい、小杉委員。

小 杉 1165 番、私の地区です。砂利採取業は事業が終わった後、田は表土 30cm、畑は 50cm とよく言いますが、排水が悪くなるという意見があります。よく砂利採取業が行われる地区の農家さんで、こういった事業に対して注意を払ってくれている方がいます。この暗渠排水はこうなっていると、ここは表土をどれだけ盛った方がいいとか指導してくれています。そのおかげで、昔に比べるとこちらの意見を汲んでくれているように思います。以前あった水田では、結構な面積がありますが、事業終了後にある農家さんが稲作を大規模にやってくれるということで、出来がどうかはまだ分かりませんが、調査会としては歓迎しました。

議 長 砂利採取業の件で、私からも地区調査会としての話をさせていただきます。農地にしっかりと戻してもらいたいということは、調査会の場で必ず伝えております。それに加えて、地主が何人もいると、やる人やらない人とどうしても出てきてしまいます。大きな担い手に貸すことができないか、事業を行っている間に探ることができないかということも、私たちの調査会では意見として伝えております。

議 長 その他ご意見等はございませんか。

(その他発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 82 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 83 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 27 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号 26 番外 1 件でございます。内訳につきましては、山林が 1 件、宅地進入路が 1 件でございます。

説明は、地区「天竜」、整理番号 27 番の案件でございます。

申請人は天竜区佐久間町大井の■■■■さん、申請地は天竜区佐久間町大井■■■■で、登記地目は畑、現況は雑種地、面積は 803 m²でございます。

傾斜地にある申請地は、周囲も山林で日当たりが悪く、作物を収穫することが困難であり、平成 6 年頃から宅地進入路及び車両反転地として使用されておりましたが、今回農地法上の手続きをとっていないことが判明したため、是正したく申請に及んだものです。

本件については、非農地証明の基準のひとつである「住宅等への進入道路その他日常

生活上必要不可欠な通路として使用しているものであり、かつ、転用後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当するものとして非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。なお、登記簿上の面積は 803 ㎡となっておりますが、現地を確認したところ、測量までは行っておりませんが、約 200 ㎡から 230 ㎡程度の面積ではないかと思われられるとのことです。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 83 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、第 84 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 29 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)

相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でございます。

今回の申請案件は、地区「北浜」、整理番号 3 番の 1 件です。

被相続人は、■■■■年 ■月 ■日に亡くなられた、■■■■さん、相続人は、浜北区西美蘭で被相続人と同居されていた、子の■■■■さん、64 歳です。

申請地は、浜北区西美蘭■■■■番の畑、864 ㎡です。

令和元年 10 月 31 日に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。

また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 84 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、第 85 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局

から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 31 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

石 田 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和元年度第 8 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和元年 11 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 138 筆、147,200 ㎡の内訳でございます。今月は、笠井地区での 16 筆をはじめとして、計 20 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 9 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、11 ページから 17 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、19 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。

はじめに、1 ページから 9 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 106 筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 3 番をご覧ください。新規就農の ████████ さんです。元々農業に興味があり、平成 15 年からは都田町の農家のもとで経験を積み、今回の申請に至りました。北区都田町 ████████、外 2 筆、計 2,214 ㎡を借り受けてみかん等の栽培を予定しております。

次に、7 ページ 14 番及び 8 ページ 15 番、16 番をご覧ください。██████████ です。現在、主に東区豊町で葉ねぎを作付けしている ████████ さんが ████████ 年 ████████ 月に設立した会社で、従業員の雇用の安定及び新たな人材の確保をしていくため、今回の申請に至りました。東区豊町 ████████、外 2 筆、合計 3,391 ㎡を借り受けて葉ねぎの栽培を予定しております。

次に、7 ページ 1 番から 13 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 13 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

それでは、このうち集積面積の多い地区について抜粋してご説明いたします。

7 ページ 2 番から 13 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が西区雄踏町宇布見 ████████、外 11 筆の田、計 8,289 ㎡を 9 名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者 3 名に配分を予定するものです。

次に 19 ページの 1 番をご覧ください。農地売買等事業の買入協議制度による静岡県農業振興公社に関する所有権移転が 1 筆ございます。

買入協議制度は、農地所有者から農業委員会に農地を売り渡したいという申し出があった際、認定農業者等に農地集積を促進する観点から農業振興公社が一旦買い入れた方

が良いと判断される農地について公社が買い入れを行うものです。市が公社に認定農業者をあつせんしました。買い手は[REDACTED]、対象農地は浜北区平口[REDACTED]、面積 8,257 m²です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 85 号議案「農地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 86 号議案「浜松農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 33 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

松本 農用地区域除外、編入の担当をしております松本と申します。よろしく申し上げます。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。それでは、資料は別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本年 7 月 29 日から 8 月 9 日にかけて申出を受けました、定期変更の第 80 回個別案件の農用地利用計画変更案でございます。

それでは担当からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

岡本 今回の申出件数は、浜松市全体で、除外が 211 件、編入が 2 件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区 4 件、東区 60 件、西区 38 件、南区 22 件、北区 46 件、浜北区 41 件、天竜区 0 件、編入は浜北区 2 件となります。なお、諸事情により申出後取下げされたものが、東区 2 件、北区 4 件ございます。また、否認に該当する案件が東区で 1 件ございます。別冊 2 の内容についてですが、こちらは区ごとの一覧表、本日説明させていただく案件の案内図及び配置図、そして最後のページには除外をすることができる要件を記載した資料となっております。この別冊 2 の 2 ページから 24 ページまでの一覧表がありますが、表の右の方に農振法という欄がございます。この欄には除外、転用する手続き上、関係する許認可等の見込みが無いもの等、農用地利用計画の変更を行わないと判断した案件については「否認」、「空欄」または「報告」となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断し、農用地利用計画の変更について県の同意を求めていこうとする案件でございます。

次に農用地除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。農用地除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画の

うち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域（通称：青地）から農用地区域外（通称：白地）にする手続のことを、一般的に「除外」と言っております。また、その逆に白地農地等を青地に変えることを編入と言ひ、それらの計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴く」ものと規定されていることから、今回農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件についてご説明させていただきます。別冊2の最後のページ、34ページをご覧ください。こちらは農振法の第13条第2項第1号から第5号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に、除外ができることとされており、今後の主な手続の流れとしましては、静岡県への事前協議・11条公告・縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12条公告を行い除外が決定します。その後、農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続を行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は市全体の計画の変更という位置付けとなるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、否認案件1件と面積の大きい案件を3件抜粋して報告案件としてご説明させていただきます。資料別冊2の一覧表内の右の方の農振法欄に、「報告」と記載したものについて説明させていただきますが、この中に委員該当案件がありますのでよろしくお願ひします。

議長 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、■■■■委員はご退室をお願いします。

（■■■■委員 退室）

議長 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

日下部 それでは、委員該当案件の北区の報告案件を説明いたします。

資料の一覧表18ページの35番、案内図等は26ページをご覧ください。

まず始めに、ドクターヘリの概要について説明します。

ドクターヘリとは、医療機器等が装備された救急医療用のヘリコプターで、医師や看護師等の医療スタッフが搭乗します。消防機関からの出動要請を受け、基地病院から医師や看護師がヘリに搭乗し、救急現場付近の臨時離着陸場へ向かい、臨時離着陸場で傷病者を搬送した消防機関と合流し、傷病者を医療機関へ搬送します。搭乗した医療スタッフが、早い段階から治療を始めることが出来るため、傷病者の救命率向上や後遺症軽減等の効果が期待され、患者の医療費の抑制にもつながります。また、短時間で適切な医療機関へ搬送する事もできるため、過疎地における救急医療体制を強化し地域格差を少なくするという点においても大変重要な役割をはたしているものです。

申出者は、■■■■年に設立し、■■■■を主たる業務として行っています。

計画は、同法人が医療事業を担う■■■■の医療用ヘリポート施設の新設となります。

められること」の部分です。1号要件については、具体的な転用計画があり、不要不急の用途ではないか、除外規模が過大ではないか、どのような範囲、面積条件で土地を探し、青地の土地以外に代替できる土地がなかったかを審査します。2号要件については、農用地の中央部である等、農用地集団化や効率的利用に支障がないかを審査しております。

今回の申出者の申出地選定条件は、「敷地面積が330㎡から365㎡くらいであること」、「実家近隣であること」であります。実家から申出地はおよそ600mで、600m範囲内では農用地区域以外の土地をいくつか検討していますが、今回の申出地は1,405㎡の田を旗竿形状で分筆し、位置的に青地農地の繋がりを別れ別れにする農用地の中央部となります。その筆の中央部とならない角地を検討しておらず、できない理由がないことから申出地を除外する理由が不十分であると判断いたしました。よって、申出地での除外は、大規模既存集落における自己用住宅であることから、大規模既存集落のある連合自治会区内という広い選択肢があることを鑑みて、否認相当とするものでございます。

続きまして、西区の報告案件1件を説明いたします。

資料は一覧表12ページの38番、案内図等は30ページ、31ページをご覧ください。

申出者は[]、転用目的は大規模な流通業務施設、除外面積は13,717㎡です。

申出者は[]に本社を構え、[]を営む法人です。主に自動車内装品等を倉庫管理及び運送していますが、本社倉庫が手狭となっており主要取引先からの製品保管場所が不足しているため、新たに倉庫を建築する計画でございます。また、現在の運送トラック置場が本社から5km以上離れたところにあるため、併せて駐車場を移転するものです。

必要性や規模根拠、代替地の検討並びに周辺農地への影響や担い手の利用集積への支障がない等の除外要件は満たすものと判断できることから、除外はやむを得ないと判断しました。

西区の説明は以上でございます。

続きまして、東区の報告案件1件の説明をさせていただきます。

資料は一覧表5ページの22番、案内図等は32ページ、33ページをご覧ください。

申出者は[]、転用目的は工場敷地の拡張、除外面積は5,596㎡です。

申出者は[]に本社、申出地の隣地である半田山四丁目に半田山工場を配置し、[]を行っている法人であります。

現在外部発注している熟処理、並びにメッキ処理を自社処理することにより、効率を高め競争力の向上に努め、事業の成長を図るために、工場の拡張を計画するものであり、必要性は妥当であると判断しました。

計画地は、浜松環状線沿いで、申出者の半田山工場の隣接地で選定しており、計画地以外は周辺に農地が無いため、計画地が転用されても周辺農地の一体性が阻害されるものではなく、集団性、農作業の効率化への支障もないものと考えます。なお、申出地の一部を認定農業者が耕作していますが、農地の集積及び農業経営改善計画に支障がない

ことを確認済みであります。そのため、計画地の位置選定は妥当であると判断しました。

また、規模根拠につきましては、メッキライン及び熟処理ラインについての計画図面等から適正であると判断できることから、除外はやむを得ないと判断しました。

東区の説明は以上でございます。

以上、定期変更第 80 回個別案件の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 せっかくの農振地域整備計画に関する審議ですので、お聞きします。農業振興地域整備計画というのは、農業生産計画も対であったと理解しております。一方的に農地を減らしていくという整備計画はあり得ない、農業生産計画とセットで運用されていると考えています。現状の法運用の中には、農業生産計画は位置づけられていますか。

松 本 整備計画は基本的に青地白地を定めるもので、それを基に国や県、市が政策を立てていくものです。生産計画は、市の業務で言うと、農地整備課の基盤整備、農業振興課の担い手育成等があります。そういった位置づけの中で、整備計画によりまず青地白地を整備していきますが、5 年ごとの見直しがありまして、12 月の総会で変更案についてご審議いただく予定ですので、その際に改めてご説明させていただきたいと思えます。

森 島 会長に改めて申し上げますが、私たちは農地を潰す役割にあるのではないです。だけど、実態としては農地を潰す片棒を担ってしまっている格好になります。その私たちにに対する批判が万が一あった場合に、農業生産計画というものがあって、農業が衰退しないようしっかりと整備されている必要があると思えます。こういう審議をする際に、農地は開発されるけども、一方で代わりに農業の生産を確保できる手立てがこちらにあると、だから農業生産額は減りませんと、そのように答えを出していかないと辻褄が合わないと私は思います。このバランスが崩れてはいないかということ、会長に改めて考えていただきたいのです。他の農業委員の皆さんも同感ではないかと思えます。除外が駄目だと言うつもりはありませんが、生産を向上させるという観点での議論もされていかなければならないと思えます。方法は会長にお任せしますが、こういった課題を農業委員の皆さんで共有していかねばならないということ、ご認識いただきたいと思えます。

議 長 ご意見として承ります。
その他ご意見等はございませんか。
(その他発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、第 86 号議案「浜松農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、「特段異議はありません」ということでご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め回答することといたします。

議長 次に、第 87 号議案「市民農園整備促進法第 7 条第 3 項に基づく市民農園開設の認定に係る決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 35 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

水野 農業振興課の水野と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元の資料別冊 3 に基づきご説明いたします。

最初にこれまでの経緯といたしまして、市民農園整備促進法により、市民農園の開設にあたり、最初に区域指定をし、その後整備計画の認定という 2 段階の手続きが必要となっております。

市民農園の区域の指定にあたりましては、8 月の農業委員会総会で審議をしていただき、決定を経て県知事の協議、同意を受け、資料の 2 枚目にありますように 〇月 〇日付けで市民農園の区域として公告をしました。

申請地につきましては、資料 5 ページに案内図がありますが、位置としては、浜松市中央卸売市場の南にある、飯田公園の 〇m ほどの場所にあります。国道 1 号線に近く、複数の幹線道路からもアクセスがよい場所のため、南区だけでなく隣接する中区・東区からの利用者も見込まれる区域と考えます。

計画の詳細につきましては、3 ページの市民農園 整備運営計画書をご覧ください。

まず申請地につきましては、地目は畑、面積が 461.9 m²、所有者は 〇〇〇〇さんです。

2 の市民農園の施設の規模 その他の市民農園の施設の整備につきましては、7 ページの配置図も併せてご覧ください。

施設の配置は、隣接地の宅地及び雑種地に駐車場、休憩施設、農機具小屋、簡易トイレを設置し、水は既存の手押しポンプ式井戸を利用します。また、道路から見やすい駐車場入り口に、農園の名称や連絡先等を載せた看板を設置する予定です。

3 の市民農園の開設時期につきましては、農業委員会の決定後、県知事へ計画認定の手続きを行い、県の同意後に最終的な市の認定となるため、開園は 〇〇〇〇を予定しています。

利用者の募集については、広報はままつへの掲載や近くの協働センターへチラシを置く事で、利用者の募集を行っていく予定です。また、市のホームページでも紹介をしていきます。

5 の利用期間その他の条件ですが、区画につきましては全 10 区画、1 区画あたりの面積が 16 m²、利用料は年間 〇〇〇〇円で、市内に開設されている市民農園と同程度に設定されています。

続いて 4 ページをご覧ください。資金計画につきましては、経費として 〇〇〇〇円を見込んでおり、市の補助金として開設に係る経費の 1/2、上限 500,000 円が交付されるため、自己資金 〇〇〇〇円、市補助金 〇〇〇〇円が計上されています。

資料の最後、8 ページをご覧ください。今回の市民農園の開設につきましては、土地改

良区へ意見を求めたところ、条件付で認めるという回答が出ております。

説明は以上でございます。

議長 長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 よろしいですか。それでは、第 87 号議案「市民農園整備促進法第 7 条第 3 項に基づく市民農園開設の認定に係る決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、報告事項の第 76 号から第 81 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 議長 議案 37 ページをご覧ください。報告事項第 76 号から第 81 号でございます。報告事項はこの一覧のとおりでございます。報告は以上でございます。

議長 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 長 次に、本日は静岡県から「獣害対策のための集落アンケート調査」の実施について依頼があるということですので、西部農林事務所の担当者から説明をお願いします。

落合 議長 ・「獣害対策のための集落アンケート調査」について

議長 長 それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

河村 議長 ・人農地プランの実質化について

松本 議長 ・浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見聴取について

議長 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島 議長 ・優良営農者への事業活動支援について

・11 月 11 日の雹被害について

松尾 議長 ・利用権設定申出時の自作地の耕作状況について

議長 長 それでは、事務局からその他に連絡事項がありましたらお願いします。

齋藤 議長 ・学校法人等の農地取得に係る法改正時期について（森島委員の質問に対する回答）

・義援金の募集について

今後の会議予定

・西部農業委員会協議会先進地視察研修

日時 令和元年 11 月 20 日（水）

視察先 愛知県碧南市（あおいパーク）

・第 12 回浜松市農業委員会総会

日時 令和元年 12 月 16 日（月） 午後 1 時 30 分～

場所 浜北区役所 3 階 大会議室

・第 1 回浜松市農業委員会総会

日時 令和 2 年 1 月 16 日（木） 午後 2 時 30 分～

場所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 11 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 15 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和元年 11 月 15 日(金)

会 長 松島 好則

委 員 藤村 猪三

委 員 高井 孝平